

第3回検証委員会の 要約

<自治会>

- ◎ 「自治会」は住民自治の主体であることを確認。
- ◎ 改組・再編も自治会の主体性を尊重すべき。

<自治会>

◎必要に応じて自治会間の連携・協力関係はあってよい。

◎規模に応じた組織形態、活動内容・方法を許容すべき。

<行政区>

- ◎行政機能としての「行政区」は再編を考えることが妥当。
- ◎行政区再編も自治会の考え方を尊重すべき。

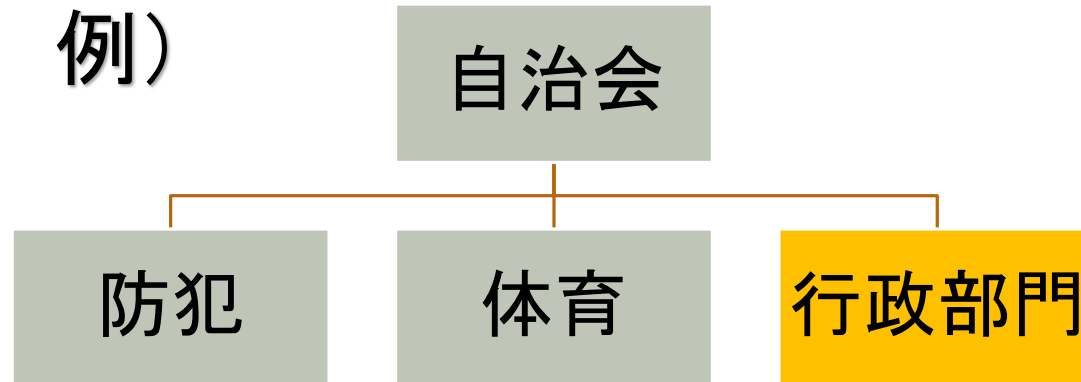
<行政区>

◎「行政区」の扱いと再編は、行政サービスの合理化、地域の担い手等の負担縮小の方向で考えるべき。

◎必要に応じ、統合も考えられる。

<行政区>

◎自治会機能の中に、行政区の機能に替わる（行政との中継・調整）部門の設置が考えられる。



<地域づくり連絡協議会>

- ◎連絡調整機能から、まちづくりの総合的な役割へ。
- ◎各地区の特性が反映され、全市画一的である必要はない。

<地区センター>

◎地域の拠点としての位置づけは重要。

<地連協と地区センター>

- ◎「地連協」の運営・サービスは「地区センター」機能を有効活用して行うべき。
- ◎「地連協」は、これを可能とする組織体制を用意。
- ◎地域における人材活用も検討すべき。

<全市レベルの協働体制>

- ◎地域コミュニティ組織とNPO・市民活動組織・行政等の連携・協働が必要。
- ◎そのための全市レベルでのシステムが検討されるべき。